

## コロナフロアブル

### アグロ カネシヨウ株式会社

バージョン番号:2.3a

安全データシート - JIS Z 7253 : 2019 準拠

初期日付: 06/12/2022

改訂日: 25/07/2023

印刷日: 26/12/2025

S.GHS.JPN.JA

#### セクション1 化学品及び会社情報

##### 製品に関する情報

製品名	コロナフロアブル
同義語	水和硫黄剤
他の製品特定手段	データ無し

##### 推奨用途及び使用上の制限

推奨用途及び使用上の制限	農業 (推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の指示を仰ぐこと)
--------------	-----------------------------------

##### 安全データシートの製造者または輸入業者の詳細

供給者の会社名称	アグロ カネシヨウ株式会社	AGRO-KANESHO CO., LTD.
住所	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館 25階 100-0005 Japan	Marunouchi Trust Tower Main, 25th Floor, 1-8-3 Marunouchi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0005 Japan
電話番号	03-5224-8000	+81-3-5224-8000
FAX番号	03-5224-8007	+81-3-5224-8007
ホームページ	<a href="https://www.agrokanesho.co.jp/">https://www.agrokanesho.co.jp/</a>	<a href="https://www.agrokanesho.co.jp/">https://www.agrokanesho.co.jp/</a>
e-メール	AK_toiawase@agrokanesho.jp	AK_toiawase@agrokanesho.jp

##### 緊急連絡電話番号

緊急対応組織	アグロ カネシヨウ株式会社 所沢事業所	AGRO-KANESHO CO., LTD. Tokorozawa office
緊急電話番号	04-2003-7010	+81-4-2003-7010
その他の緊急電話番号	090-1128-3295	+81-90-1128-3295

#### セクション2 危険有害性の要約

##### 化学物質又は混合物の分類

分類 <sup>[1]</sup>	特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分1, 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分2, 水生環境有害性 短期 (急性) 区分3
凡例:	1. Chemwatchによる分類; 2. 日本 NITE GHS 分類データベースによる分類

##### GHSラベル要素

絵表示:	
注意喚起語	危険

##### 危険有害性情報

H370	臓器の障害 (呼吸器系)
H373	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (呼吸器系, 皮膚)
H402	水生生物に有害

##### 注意書き: 安全対策

P260	ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
P270	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
P273	環境への放出を避けること。
P264	取扱い後は製品が付着した体の部位をよく洗うこと。

##### 注意書き: 応急措置

P308+P311	ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
P314	気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。

注意書き: 保管(貯蔵)

P405 施錠して保管すること。

注意書き: 廃棄

P501 内容物/容器は、自治体の規制に従い、認可を受けた有害廃棄物または特別廃棄物の処理施設に廃棄すること。

製品の危険性に関する追加情報はありません。

## セクション3 組成および成分情報

## 物質

混合物の組成については、以下のセクションを参照してください

## 混合物

CAS番号	%[重量]	名称	官報公示整理番号		ナノフォーム粒子特性
			化審法	安衛法	
7704-34-9	52	硫黄	-	-	データ無し
57-55-6	5.5	プロパノン-1, 2-ジオール	2-234	2-(8)-321, 2-(8)-323	データ無し
凡例:		[e] 内分泌かく乱作用をもつと認められている物質			

## セクション4 応急措置

## 必要な応急措置の説明

眼に入った場合	<p>眼に入った場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 直ちに水で洗浄すること。</li> <li>▶ 刺激が続く場合、医師の手当てを受けること。</li> <li>▶ 眼に損傷がある場合、コンタクトレンズの取り外しは、専門家に任せること。</li> </ul>
皮膚に付着した場合	<p>皮膚又は髪に付着した場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 直ちに体および衣服を多量の水で洗うこと。可能であれば緊急用シャワーを使用するのが望ましい。</li> <li>▶ 速やかに、汚染された履物を含む衣類すべて脱ぐこと。</li> <li>▶ 流水で皮膚および髪を洗浄すること。中毒情報センターからの停止の指示があるまで洗い続けること。</li> <li>▶ 病院または医師のもとへ搬送すること。</li> </ul>
吸入した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ガスや燃焼生成物を吸入した場合、汚染区域から退去すること。</li> <li>▶ 患者を寝かせ、体を温めて安静を保つこと。</li> <li>▶ 義歯等の装具は気道を塞ぐおそれがあるため、可能であれば応急措置を施す前に取り外すこと。</li> <li>▶ 呼吸が停止している場合は、デマンドバルブ式人工蘇生器、バックバルブマスク、ポケットマスクなどを使用して人工呼吸を行うこと。必要に応じて心肺蘇生を行うこと。</li> <li>▶ 病院または医師のもとへ速やかに搬送すること。</li> </ul>
飲み込んだ場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 直ちにコップ1杯の水を飲ませること。</li> <li>▶ 応急措置は通常必要とは考えられていない。懸念がある場合には、医師に相談すること。</li> </ul>

## 医師に対する特別な注意事項

対症療法を行うこと。

## セクション5 火災時の措置

## 消火剤

- ▶ 使用してもよい消火剤の種類に制限はない。
- ▶ 周囲の環境に応じて適切な消火剤を使用すること。

## 特有の危険有害性

火災の際に避けるべき条件 知見なし。

## 消火活動に関する情報

特有の消火方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。</li> <li>▶ 火災時にのみ、呼吸装置を備えた保護衣および保護手袋を着用すること。</li> <li>▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。</li> <li>▶ 周囲の環境に応じて適切な消火剤を使用すること。</li> <li>▶ 高温であると疑われる容器に接近してはならない。</li> </ul>
火災及び爆発の危険性	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 不燃性である。</li> <li>▶ 容器が燃えることはあるが、火災が起こる危険性が非常に高いとは考えられていない。</li> </ul> <p>分解により、以下の有毒フュームを生成することがある：            硫黄酸化物 (SOx)            有毒ガスを放出することがある。            腐食性ガスを放出することがある。</p>

## セクション6 漏出時の措置

## 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

セクション 8 参照

## 環境に対する注意事項

セクション 12 参照

## 封じ込め及び浄化の方法及び機材

小規模漏出の場合 ▶ 直ちに全ての漏出物を除去すること。

Continued...

## コロナフロアブル

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 蒸気の吸入、皮膚および目との接触を避けること。</li> <li>▶ 保護具を着用し、人体への接触を抑制すること。</li> <li>▶ 砂、土、不活性物質またはパーミキュライトを用いて漏出物を吸収し、流出を防ぐこと。</li> <li>▶ 拭き取ること。</li> </ul>
大規模漏出の場合	<p>中程度の危険有害性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 現場から人員を退去させ、風上へ移動させること。</li> <li>▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。</li> <li>▶ 呼吸装置を備えた保護衣および保護手袋を着用すること。</li> <li>▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。</li> <li>▶ 安全に対処できる場合、漏えいを阻止すること。</li> </ul>

個人用保護具に関する情報については、SDSのセクション8をご参照ください。

## セクション7 取扱い及び保管上の注意

## 安全な取扱いのための予防措置

安全取扱注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 皮膚への接触および吸入を避けてください。</li> <li>▶ 曝露の危険がある場合は保護衣を着用してください。</li> <li>▶ 換気の良い場所で使用してください。</li> <li>▶ 湿気との接触を避けてください。</li> <li>▶ 不適合物質との接触を避けてください。</li> <li>▶ <b>製品で濡れた衣服を皮膚に接触したままの状態にしないこと。</b></li> </ul>
他の情報	

## 混触危険性を含む、安全な保管条件

適切な保管条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ポリエチレン製またはポリプロピレン製容器</li> <li>▶ 製造者が推奨する容器を使用すること。</li> <li>▶ すべての容器に明確なラベルが貼り付けられていることおよび漏れがないことを確認すること。</li> </ul>
避けるべき保管条件	知見なし。

## セクション8 ばく露防止及び保護措置

## 管理パラメーター

## 許容濃度(OEL)

## 成分に関する情報

出典	成分	物質名	TWA	STEL	ピーク	注記
日本 作業環境評価基準 管理濃度	硫黄	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E=3.0 / (1.19Q + 1)$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。E 管理濃度 (単位 mg/m <sup>3</sup> ) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (単位 パーセント) mg/m <sup>3</sup>	データ無し	データ無し	データ無し
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	硫黄	その他の鉱物性粉塵 - 吸入性粉塵	2 mg/m <sup>3</sup>	データ無し	データ無し	データ無し
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	硫黄	その他の鉱物性粉塵 - 総粉塵	8 mg/m <sup>3</sup>	データ無し	データ無し	データ無し
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	硫黄	無機粉塵および有機粉塵 - 総粉塵	8 mg/m <sup>3</sup>	データ無し	データ無し	水に不溶または難溶で、かつ他に明らかな毒性の報告がなく適用される許容濃度値がない物質に対して、多量の粉塵の吸入による塵肺を予防する観点から、この値以下とすることが望ましいとされる濃度。そのため、たとえこの濃度以下であっても、未知の毒性による障害発生の可能性があることに留意すること。
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	硫黄	線香材料粉塵 - 総粉塵	4 mg/m <sup>3</sup>	データ無し	データ無し	データ無し
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	硫黄	無機粉塵および有機粉塵 - 吸入性粉塵	2 mg/m <sup>3</sup>	データ無し	データ無し	水に不溶または難溶で、かつ他に明らかな毒性の報告がなく適用される許容濃度値がない物質に対して、多量の粉塵の吸入による塵肺を予防する観点から、この値以下とすることが望ましいとされる濃度。そのため、たとえこの濃度以下であっても、未知の毒性による障害発生の可能性があることに留意すること。
日本産業衛生学会 許容濃度	硫黄	粉塵	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し

## ばく露管理

## コロナフロアブル

設備対策	<p>工学的管理（設備対策）は、危険有害性を排除するため、または作業員を危険有害性から防御するために使用される手法である。適切に設計された工学的管理（設備対策）により、通常、作業員が関与することなく、作業員を効果的に保護することができる。</p> <p>工学的管理（設備対策）の基本:</p> <p>工程管理 - 作業または作業工程に変更を加え危険性を低減する。</p> <p>放出源の密閉および/または隔離 - 作業員を物理的危険有害性から隔離する。換気 - 効果的に作業環境の空気を入れ替える。適切に設定されている場合、換気により空気中の汚染物質を排除または希釈することができる。換気システムは、特定の工程および使用する化学物質または汚染物質に合わせて設計する必要がある。</p> <p>雇用主は、作業員の過剰ばく露を避けるために複数の制御手法を用いる必要がある。</p> <p>通常の作業条件下では、全体排気で十分である。過剰ばく露のリスクがある場合には、JIS認可の呼吸器用保護具を着用すること。安全性を確保するために、保護具は正しく装着することが重要である。倉庫あるいは閉鎖的な保管場所では、十分な換気を行うこと。汚染物質を効果的に除去するために必要となる新鮮な循環空気の「制御風速」は、作業場で発生する汚染物質を含む空気の「脱出」速度により異なる。</p>
保護具	
眼/顔面の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ サイドシールド付きの保護眼鏡。</li> <li>▶ ケミカルゴーグル。[AS/NZS 1337.1, EN166 または国内同等規格]</li> <li>▶ コンタクトレンズの使用は、特殊な危険有害性を引き起こすことがある; ソフトコンタクトレンズは、刺激物を吸収・濃縮することがある。レンズの装用および使用制限を明記した方針文書を作成または場所ごとに作成しておくこと。当該文書には、レンズによる使用化学物質群の吸収および吸着に関する評価結果、および障害例の記録等を掲載すること。医療関係者や救急隊員はレンズの取り外しについての訓練を受け、同時に適切な器具を速やかに使用できるよう準備しておくべきである。化学物質へのばく露時には、直ちに洗眼し、速やかにレンズを取り外すこと。眼の発赤または刺激の初期兆候が見られる場合には、レンズを取り外すこと - レンズの取り外しは、清潔な環境において、手をよく洗ってから行なうべきである。[CDC NIOSH Current Intelligence Bulletin 59].</li> </ul>
皮膚の保護	以下の手の保護具を参照してください。
手/足の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ポリ塩化ビニル製などの化学用保護手袋を着用すること。</li> <li>▶ ゴム製などの安全靴または安全長靴を着用すること。</li> </ul> <p>適切な手袋の選択は、材質だけでなく、製造業者間で異なる品質保証にも注意する必要がある。化学品が複数の化学物質の調剤である場合、手袋材質の耐久性は事前に計算することができず、したがって、使用前に確認しておくことが重要である。</p> <p>物質に対する正確な破過時間は、保護手袋製造業者から得ることができ、最終的な選択の際に重視するものである。</p> <p>個人衛生は効果的な手の保護の重要な要素である。手袋は清潔な手に着用する必要がある。手袋使用後は、手を洗浄し、完全に乾燥させる必要がある。無香料の保湿剤を使用することが望ましい。</p> <p>手袋種類の適合性と耐久性は使用用途による。手袋の選定における重要な要因は次のとおりである:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接触頻度および時間、</li> <li>・ 手袋材料の耐化学品性、</li> <li>・ 手袋の厚さ、</li> <li>・ 作業性</li> </ul> <p>関連する規格に適合した手袋を使用すること（欧州EN374、US F739、AS/NZS 2161.1または国内同等規格等）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期使用または高頻度の繰り返し接触が発生することがある場合、保護クラス5以上の手袋の使用が望ましい（EN374、AS/NZS 2161.1または国内同等規格による計測で、破過時間240分を超えるもの）。</li> </ul>
身体の保護	以下の他の保護具を参照してください。
他の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 防護用密閉服(つなぎ型)</li> <li>▶ 塩化ビニル製エプロン</li> <li>▶ 保護クリーム</li> <li>▶ 皮膚洗浄クリーム</li> <li>▶ 洗眼用設備</li> </ul>

## セクション9 物理的及び化学的性質

## 物理的および化学的性質に関する基本情報

外観	黄色		
物理状態	液体	相対密度 (水 = 1)	1.407
臭い	データ無し	n-オクタノール/水分分配係数	データ無し
嗅覚閾値	データ無し	自然発火点 (°C)	データ無し
pH	8.2	分解温度 (°C)	データ無し
融点/凝固点 (°C)	データ無し	動粘性率 (cSt)	データ無し
沸点/初留点/沸点範囲 (°C)	データ無し	モル質量 (g/mol)	データ無し
引火点 (°C)	データ無し	味	データ無し
蒸発速度	データ無し	爆発性	データ無し
可燃性	該当しない	酸化特性	データ無し
爆発上限 (%)	データ無し	表面張力 (dyn/cm or mN/m)	データ無し
爆発下限 (%)	データ無し	揮発性成分 (%vol)	データ無し
蒸気圧 (kPa)	データ無し	ガスグループ	データ無し
溶解度	該当しない	pH (溶液) (1%)	データ無し
相対ガス密度 (空気 = 1)	データ無し	揮発性有機化合物 g/L	データ無し
ナノフォーム溶解度	データ無し	ナノフォーム粒子特性	データ無し
粒子サイズ	データ無し		

## セクション10 安定性及び反応性

反応性	セクション 7 参照
化学的安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 混触危険性物質が存在する。</li> <li>▶ 製品は安定していると考えられる。</li> <li>▶ 危険な重合反応は起こらないと考えられる。</li> </ul>
危険有害反応可能性	セクション 7 参照

## コロナフロアブル

避けるべき条件	セクション 7 参照
混触危険物質	セクション 7 参照
危険有害な分解生成物	セクション 5 参照

## セクション11 有害性情報

## 毒物学的影響に関する情報

a) 急性毒性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
b) 皮膚腐食性/刺激性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
c) 眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
d) 呼吸器感作性又は皮膚感作性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
e) 生殖細胞変異原性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
f) 発がん性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
g) 生殖毒性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
h) 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	この材料を単回曝露で特定の臓器に有毒と分類するのに十分な証拠があります
i) 特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	この材料を繰り返し曝露で特定の臓器に有毒と分類するのに十分な証拠があります
j) 誤えん有害性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。

吸入した場合	単回吸入により、非常に深刻かつ不可逆的な臓器障害を引き起こす可能性を示唆することが明らかである。本物質は、(動物モデルを用いたEC指令の分類に基づく) 有害な健康影響を及ぼす物質または気道刺激性物質とは考えられていない。それでもなお、作業環境においては、適正衛生規範 (GHP) に従いばく露を最小限に抑え、適切な管理策を講じるべきである。
飲み込んだ場合	飲み込むことによる単回曝露により、非常に重篤な不可逆的な障害 (発がん性、変異原性、催奇形性を除く) を引き起こす可能性があることを示唆する強力な証拠がある。EC指令または他の分類基準により、「飲み込むと有害」に分類されていない。これは、裏付けとなる動物またはヒトにおける証拠が不足しているためである。
皮膚に付着した場合	皮膚への単回接触により、非常に深刻かつ不可逆的な臓器障害を引き起こす可能性を示唆することが明らかである。皮膚接触により、(EC指令の分類に基づく) 有害な健康影響を及ぼす物質とは考えられていない; 外傷、病変部または擦り傷を通じて体内に侵入すると、健康被害を引き起こすことがある。開放創、擦り傷または炎症がある場合は、皮膚への接触を避けること。切創、擦り傷または病変部などを通じて血流に侵入すると、悪影響を及ぼす全身性疾患を引き起こすことがある。使用前に皮膚を検査し、あらゆる外傷を適切に保護しておくこと。皮膚に接触した場合、皮膚炎を引き起こす可能性がある。
眼に入った場合	この液体は、(EC指令の分類に基づく) 刺激性物質としては考えられていないが、眼に入った場合、流涙または結膜発赤 (風焼けの症状と同様) を特徴とする一過性の不快感を生じることがある。
慢性毒性	反復または長期の職業ばく露により、臓器または生化学的システムの累積的健康影響を引き起こすことがある。

コロナフロアブル	毒性	刺激性
	経口 (ラット) LD50: >2000 mg/kg <sup>[2]</sup>	皮膚刺激性なし (ウサギ)
	経皮 (ラット) LD50: >2000 mg/kg <sup>[2]</sup>	眼刺激性なし (ウサギ)

凡例: 1. 欧州ECHA登録物質 - 急性毒性 - から得られた値。 2. \*の値は製造者のSDSから得られた値。 特に注記のないデータはRTECSから抽出した値。

急性毒性	×	発がん性	×
皮膚腐食性/刺激性	×	生殖毒性	×
眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性	×	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	✓
呼吸器感作性又は皮膚感作性	×	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	✓
生殖細胞変異原性	×	誤えん有害性	×

凡例: × - データ利用不可または、区分に該当しない  
✓ - 分類済み

## 内分泌かく乱作用

内分泌かく乱作用を示す証拠は、最新の文献では見つかっていない。

## セクション12 環境影響情報

## 生態毒性

コロナフロアブル	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	LC50	0	魚類 Cyprinus carpio (コイ)	>100mg/L	8
	EC50	48	甲殻類 Daphnia magna (オオミジンコ)	>100mg/L	8
	EC50	72	藻類/植物 Pseudokirchneriella subcapitata (藻類)	>100mg/L	8

凡例: 1. IUCLID毒性データ 2. 欧州ECHA登録物質 - 生態毒性情報 - 水生毒性 3. 米国環境保護庁, Ecotoxデータベース - 水生毒性データ 4.

ECETOC水生環境有害性評価データ 5. NITE (日本) - 生物濃縮性データ 6. METI (日本) - 生物濃縮性データ 7. ベンダーデータ から抽出

水生生物に対して有害である。  
下水道または水路に排出しないこと。

#### 残留性・分解性

成分	残留性: 水域/土壌	残留性: 大気
硫黄	低	低

#### 生体蓄積性

成分	生物濃縮性
硫黄	低 (LogKOW = -1.38)

#### 土壌中の移動性

成分	移動性
硫黄	低 (Log KOC = 14.3)

#### 内分泌かく乱作用

内分泌かく乱作用を示す証拠は、最新の文献では見つからない。

#### その他の有害影響

オゾン層破壊作用を示す証拠は、最新の文献では見つからない。

### セクション13 廃棄上の注意

#### 廃棄方法

製品/容器/包装の廃棄方法	
	<p>廃棄物の処理要件を定める法規制は、国や地域により異なる。現地で施行されている法規制を確認すること。地域によっては、特定廃棄物の追跡管理が必要となる。</p> <p>段階的な管理が一般的である（取扱者による調査が必要）：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ リデュース - 廃棄物の発生抑制</li> <li>▶ リユース - 再使用</li> <li>▶ リサイクル - 再生資源の利用</li> <li>▶ 廃棄（最終手段）</li> </ul> <p>本製品は、未使用の場合や汚染されていないが意図する用途に適さない場合には、リサイクルしてもよい。汚染されている場合には、ろ過、蒸留またはその他の方法による再生が可能な場合もある。このような判断をする場合、保管寿命も考慮すべきである。取扱い中に物質の性質が変わる可能性があり、その場合には再生利用や再使用が適切とはなり得ない点に注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 器具の洗浄に用いた洗浄水は排水路に流入させないこと。</li> <li>▶ 器具の洗浄に用いた洗浄水は、排出する前にすべて回収し適切な処理を施す必要がある。</li> <li>▶ 下水道への排出は国内法規制の対象となることがあるため、常に、その国内法規制の要件を考慮しなければならない。</li> <li>▶ 不明な点は、担当当局に問い合わせること。</li> <li>▶ 可能な場合はリサイクルすること。</li> <li>▶ 適切な処分方法が特定できない場合には、製造者にリサイクルの可否を問い合わせるか、都道府県・市町村に処分方法について問い合わせること。</li> <li>▶ 廃棄方法: 化学物質および/または医薬品廃棄物の処分に関する認可を受けた埋立処分場に埋立、または認可を受けた処分施設で（適切な可燃性物質と混合させた後に）焼却処分すること。</li> <li>▶ 空容器を除染すること。容器の洗浄および処分が終了するまで、表示されている安全規定を順守すること。</li> </ul>

### セクション14 輸送上の注意

#### 要求されるラベル

海洋汚染物質	
	該当しない

陸上輸送 (UN): 危険物輸送規制対象外

航空輸送 (ICAO-IATA / DGR): 危険物輸送規制対象外

海上輸送 (IMDG-Code / GGVSee): 危険物輸送規制対象外

14.7. IMO規則による海上ばら積み輸送

14.7.1. MARPOL 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送

該当しない

### セクション15 適用法令

#### 物質又は混合物に特有な安全、健康および環境に関する規制

##### 硫黄に関する適用法令

日本 作業環境評価基準
日本 労働安全衛生法 (ISHA) : 腐食性液体
日本 労働安全衛生法: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物
日本 政府によるGHS分類
日本 消防法
日本産業衛生学会: 許容濃度
日本産業衛生学会: 許容濃度 (粉塵の許容濃度)

コロナフロアブル

製造ナノマテリアル (MNMS) の職業暴露限界値 (OEL) 提案の国際WHOリスト

追加規制情報

該当しない

労働安全衛生法	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 通知対象物質		
	政令名称	政令番号	
	硫黄	規則別表第2の153	
	プロピレングリコール	規則別表第2の1786	
	表示対象物質		
政令名称	政令番号		
硫黄	規則別表第2の153		
プロピレングリコール	規則別表第2の1786		
製造の許可を受けるべき有害物			
政令名称	政令番号		
該当しない	該当しない		
関連する法令・条例			
危険物 - 酸化性の物	該当しない		
危険物 - 引火性の物	該当しない		
有機溶剤	該当しない		
特定化学物質	該当しない		
PRTR - 化管法	化管法 (令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象)		
	分類	政令名称	管理番号
該当しない	該当しない	該当しない	
毒物及び劇物取締法	該当しない		
化審法	優先評価化学物質	該当しない	
	第1種特定化学物質	該当しない	
	第2種特定化学物質	該当しない	
	監視化学物質	該当しない	
	一般化学物質	該当しない	
消防法			

国別インベントリ状況

国別インベントリ	状況
オーストラリア - AIIC / オーストラリア非工業用	Yes
カナダ - DSL	Yes
カナダ - NDSL	No (硫黄)
中国 - IECSC	Yes
欧州 - EINEC / ELINCS / NLP	Yes
日本 - ENCS	No (硫黄)
韓国 - KECI	Yes
ニュージーランド - NZIoC	Yes
フィリピン - PICCS	Yes
米国 - TSCA	本製品の全成分が、TSCAインベントリで「アクティブ」とされています
台湾 - TCSI	Yes
メキシコ - INSQ	Yes
ベトナム - NCI	Yes
ロシア - FBEPH	Yes
アラブ首長国連邦 - 規制リスト (禁止/制限物質)	Yes
凡例:	Yes = 全ての成分がインベントリに収載されている No = 記載されている成分はインベントリに収載されていない。これらの成分は対象外であるか、登録・届出が必要である

セクション16 その他の情報

改訂日	25/07/2023
最初の発行日	06/12/2022

## コロナフロアブル

公益財団法人 日本中毒情報センター（事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る）

中毒110番 365日24時間対応

一般市民専用電話（情報料無料）

（大阪）072-727-2499

（つくば）029-852-9999

医療機関専用有料電話（1件2000円）

（大阪）072-726-9923

（つくば）029-851-9999

医療機関の方が一般市民専用電話を使用した場合も、情報料1件につき2000円を徴収します。

## SDSバージョンの概要

バージョン	改訂日	更新されたセクション
1.3	25/07/2023	有害性情報 - 毒性・刺激性（その他）

## 他の情報

SDS（安全データシート）は危険性の伝達ツールであり、リスク評価の支援に使用されるべきです。報告された危険性が職場または他の環境でのリスクであるかどうかは多くの要因によって決まります。リスクは露出シナリオを参照して決定されることがあります。使用スケール、使用頻度、および現行または利用可能な技術的制御が考慮される必要があります。

## 定義および略語

- ▶ PC-TWA: 時間加重平均許容濃度
- ▶ PC-STEL: 短時間ばく露限界許容濃度
- ▶ IARC: 国際がん研究機関
- ▶ ACGIH: 米国産業衛生専門家会議
- ▶ STEL: 短時間ばく露限界値
- ▶ TEEL: 一時的緊急ばく露限度
- ▶ IDLH: 脱出限界濃度
- ▶ ES: ばく露基準
- ▶ OSF: 臭気安全係数
- ▶ NOAEL: 無毒性量
- ▶ LOAEL: 最小毒性量
- ▶ TLV: 許容濃度
- ▶ LOD: 検出限界値
- ▶ OTV: 臭気検知閾値
- ▶ BCF: 生物濃縮係数
- ▶ BEI: 生物学的ばく露指標
- ▶ DNEL: 導出された無効レベル
- ▶ PNEC: 予測される無効濃度
- ▶ MARPOL: 船舶からの汚染防止のための国際条約
- ▶ IMSBC: 国際海上固体バラ貨物コード
- ▶ IGC: 国際ガス運搬船コード
- ▶ IBC: 国際バルク化学品コード
  
- ▶ AIIC: オーストラリア工業化学品インベントリ
- ▶ DSL: 国内物質リスト
- ▶ NDSL: 非国内物質リスト
- ▶ IECSC: 中国現有化学物質名録
- ▶ EINECS: 欧州既存商業化学物質インベントリ
- ▶ ELINCS: 欧州届出化学物質リスト
- ▶ NLP: もはやポリマーとみなされない物質のリスト
- ▶ ENCS: E既存化学物質 / 新規公示化学物質
- ▶ KECI: 韓国既存化学物質目録
- ▶ NZIoC: ニュージーランド化学物質インベントリ
- ▶ PICCS: フィリピン化学品および化学物質インベントリ
- ▶ TSCA: 有害物質規制法
- ▶ TCSI: 台湾既存化学物質インベントリ
- ▶ INSQ: 国家化学物質インベントリー
- ▶ NCI: 国家化学品インベントリ
- ▶ FBEPH: ロシア 潜在的に有害性のある化学物質及び生物学的物質リスト

ChemwatchのAuthorITeで作成しました。